

養父市社会福祉協議会デイサービスセンター「ふれあい」運営規程

平成 16 年 6 月 1 日規程第 22 号
平成 17 年 12 月 27 日規程第 7 号
平成 24 年 5 月 23 日規程第 1 号
平成 27 年 10 月 28 日規程第 2 号
令和元年 11 月 22 日規程第 3 号

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会が開設するデイサービスセンター「ふれあい」（以下「事業所」という）が行う通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員・介護職員・機能訓練指導員の従事者（以下「通所介護従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあたっては、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 養父市社会福祉協議会デイサービスセンター「ふれあい」
- (2) 所在地 兵庫県養父市大屋町大屋市場 948

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）

管理者は、事業所と通所介護従業者及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 名以上とし、1 営業日に 1 名以上が確保可能な員数

生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みにかかる調整、他の職員に対する相談助言及び技術指導を行い、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。日常生活上の相談に応じ適宜生活支援を行うとともに、介護・介助も行う。宜生活支援を行うとともに、介護・介助も行う。

- (3) 看護職員 2 名以上とし、1 営業日に 2 名以上が確保可能な員数

看護職員は、主に健康管理や療養上の世話を行うとともに、日常生活上の介護・介助も行う。

- (4) 介護職員 1 営業日の利用人数について、利用人員 15 名までは 1 名以上、それ以上 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数を確保できる員数

介護職員は、日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行い、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。
- (3) 時間延長 午前 8 時 00 分から午前 9 時 00 分、午後 5 時 00 分から午後 7 時 00 分までとする。

（指定通所介護の利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 35 人とする。

（指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第 7 条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割から 3 割のいずれかの額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎

2 指定通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用。
- (3) 食費
- (4) おむつ代
- (5) 前項に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活

においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当と認められる費用。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、養父市の区域とする。

（サービスにあたっての留意事項）

第9条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- （1）入浴サービスを利用する際、利用者は、主治医から入浴証明書による入浴許可を受けるとともに、利用者は入浴・保清することを充分納得し、健康状態に留意した上で入浴を行う。
- （2）入浴サービスを利用する際、利用者は看護職員による健康状態の確認を行い、心身の状態上入浴が不可である場合は入浴中止又は、清拭等の代替のサービスを利用する。
- （3）機能訓練をする際、利用者は自身の健康状態に留意した上で、通所介護計画の機能訓練の目標に基づき訓練を行う。
- （4）送迎サービスを利用する際、利用者は自身の健康状態に留意した上で、無理のない利用をする。

（緊急時における対処方法）

第10条 介護職員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための、研修の機会を設け、又、業務体制を整備する。

- 2 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日規程第 7 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 23 日規程第 1 号）

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 28 日規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 22 日規程第 3 号）

この規程は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。